

令和3年福島県沖を震源とする地震の見舞金・支援金等について

令和3年福島県沖を震源とする地震の被害に遭われましたことに対し、心からお見舞い申し上げます。

地震により住宅に被害を受けた場合、下記1から3の支援金等の支給を受けられます。

1から3は申請が必要ですが、申請はどちらも世帯主の方が行ってください。

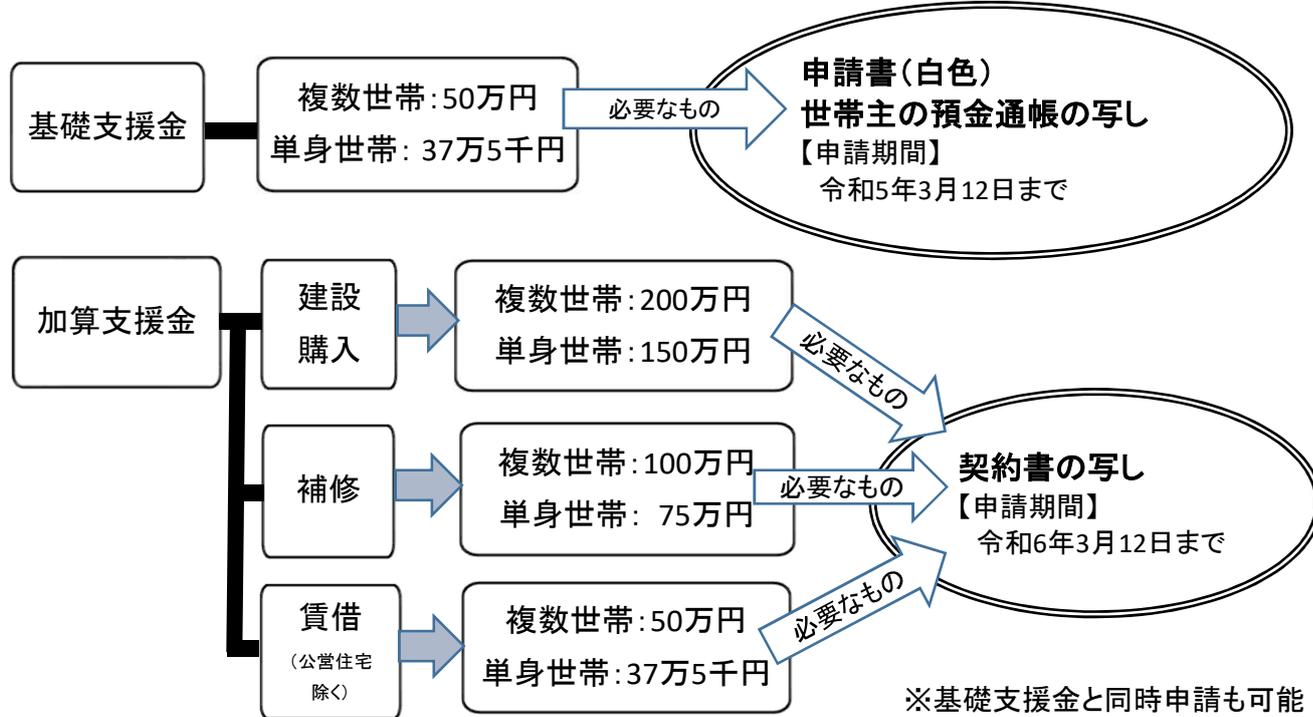
4は申請の必要はありません。

※災害時の住民票の登録が市外の方は、災害当時の住民票及び本市に居住していたことを確認できる書類（災害当時の公共料金の領収書など）を添付のうえ申請してください。

世帯主の申請が必要なもの

1 被災者生活再建支援金

居住する住宅に被害を受けた世帯に、支援金を支給し、生活の再建を支援する制度です。



【やむを得ず解体した場合】

下記のいずれかに該当する方は、基礎支援金の全壊と大規模半壊の差額が支給されます。

- ・被災した住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること。
- ・被災した住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること。
- ・その他これらに準ずるやむを得ない事由により、解体に至った世帯

【基礎支援金の差額支給金額】

複数世帯50万円

単身世帯37.5万円

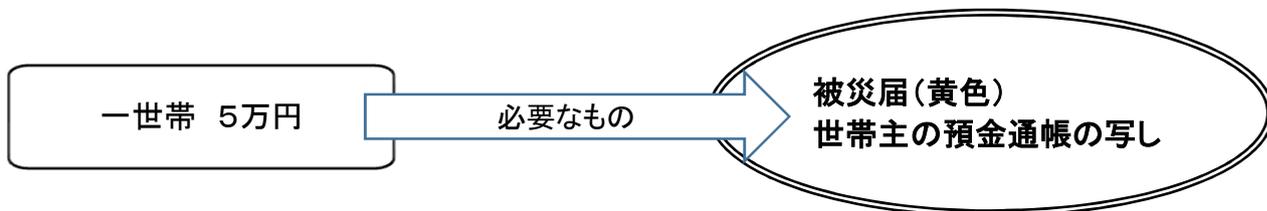
※詳しくは市社会福祉課へお問い合わせください。

【裏面へつづく】

世帯主の申請が必要なもの

2 市災害見舞金

見舞金を支給することにより、被災者の自立助長と援護を図ることを目的とした制度です。



※1、2の必要書類は上記のとおりですが、場合によってはその他にも書類の提出をお願いすることがあります。

3 県・市義援金(申請書は被災届と同用紙)

被災により生活の基盤である住居に被害を受けた方に、県・市に寄せられた義援金を配分します。

	県義援金	市義援金
配分額	35,450円	550円

世帯主の申請がいないもの

4 市社会福祉協議会災害見舞金

社会福祉協議会の住民相互の助け合いの趣旨に基づき、見舞金を支給するものです。

